

協力企業の重複応募について

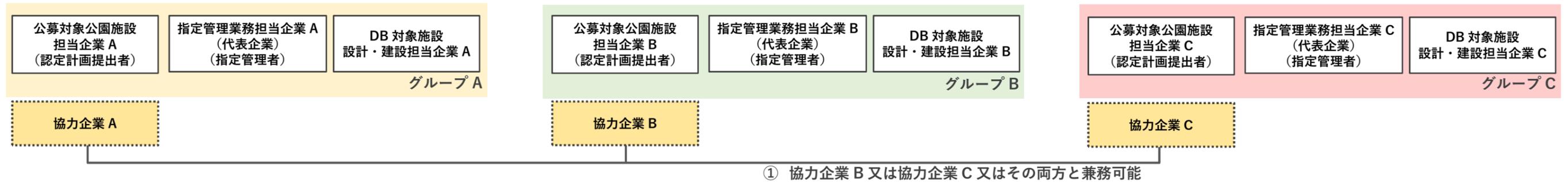
1. 本書の位置づけ

本書は、日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業（以下「本事業」という。）の公募設置等指針等に係る質問内容及び回答一覧に示す内容を補足するものであり、同回答一覧より優先して解釈されるものとする。

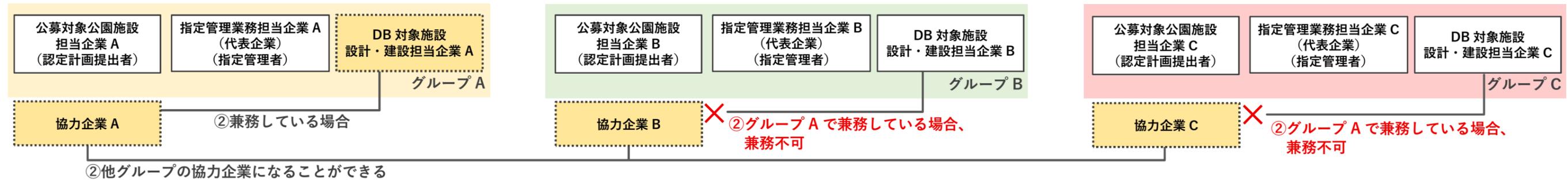
2. 協力企業の重複応募条件

本事業への応募段階において、協力企業は他のグループの協力企業になることができる。ただし、当該協力企業が構成企業を兼務している場合、他のグループの構成企業になることはできない。以下は仮に3グループの応募があった場合の例示である。

① 応募段階において、協力企業 A は協力企業 B 又は協力企業 C 又はその両方になることができる



② 応募段階において、協力企業 A が DB 対象施設設計・建設担当企業 A を兼務している場合、協力企業 B 又は協力企業 C になることはできるが、グループ B 又はグループ C の構成企業になることはできない



3. 参考 / 基本協定締結後の協力企業の重複参加条件について

本事業の基本協定締結後において、事業者以外の応募グループから業務を受託予定であった協力企業は、事業者の協力企業になることができる。以下は仮に3グループの応募があった場合の例示である。

- ① グループ A が事業者となった場合、協力企業 B 又は協力企業 C は、協力企業としてのみグループ A に参加することができる
- ② グループ A が事業者となった場合、グループ B 又はグループ C の構成企業は協力企業としてのみ、グループ A に参加することができる

